

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全 省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
熊本県・人吉市共 同	1	住民へのカスタマイズさ れた情報提供システ ム	市が、気象予報士を置くことなく、市民に対して、気象庁の気象予報との違いを明示した上で、主に洪水の予報について、より詳細な地域（町内）単位の予報や、長時間先の予報などの早期避難を促す情報を提供する。また、当該予報を市民が利用するに当たり、早期の予報の代わりに不確実性もあることなど、留意事項の理解が不可欠であることから、防災リテラシーの向上に向けた取組を一体として行う。	現行の気象予報と比較して、より詳細な地域（町内）単位の予報や長時間先の予報など、市民に対し、早期避難に向けた注意喚起が可能となる。	洪水の予報業務を行おうとする場合は、当該業務を行う事業所ごとに気象予報士を置かなければ気象予報業務は許可されない（気象業務法第18条・第19条の2）。	気象業務法第18条（許可の基準）、第19条の2（気象予報士の設置）	市、民間事業者、気象予報士等を含む合議体を構成し、その合議体の判断により、市が市民に対して、主に洪水の予報を提供する際は、気象庁の気象予報との違いを明示することにより、気象予報業務を行う事業所ごとに気象予報士を置かなくても気象庁長官の許可を受けることができるように緩和する。	国土交通省	○洪水（河川の影響を受ける浸水含む）の予報業務許可については、「洪水及び土砂災害の予報のあり方検討会」において審議し、今年10月5日にとりまとめられ公表された報告書において、民間気象事業者等による予報が利用者の多様な利用ニーズに寄与できるよう、国は予報の許可に係る条件や技術上の基準を定めるとされており、今後、具体の制度設計を早急に進めるところ。 ○当該報告書では、洪水及び土砂災害の予報は災害対応に直結した社会的な影響が大きいため、契約に基づき利用者を特定して事前に予報の特性や留意事項を説明し、利用者がこれらを理解・同意した範囲で情報提供されることが適当とされている。